



# 島根県報

令和7年2月12日（水）

第 5 9 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報システム推進課) 2

**【告 示】**

令和6年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 (畜 産 課) 2

保安林の指定施業要件の変更 (森 林 整 備 課) 3

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 4

**【特定調達公告】**

島根県立学校LED照明器具調達（第1期）に係る一般競争入札の実施 (教 育 施 設 課) 4

## 公布された条例等のあらまし

◇島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(規則第2号)

### 1 規則の概要

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により作成する個別支援計画について、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができることとした。(別表第2関係)

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第2号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年島根県規則第113号)の一部を次のように改正する。

別表第2 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年島根県規則第7号)の項の次に次のように加える。

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第62号)	第18条第6項及び第23条第1項
--	------------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第66号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による令和6年度地方の臨時種畜検査を実施し、種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前(登録・登記番号)	品 種	検査成績
11398342390	貴功彦(全和黑原6580)	肉用牛 黒毛和種	1級
11648034068	暁亀忠(全和黑原6581)	肉用牛 黒毛和種	1級

## 島根県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

風害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

魚つき

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第68号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

五十猛加入区（漁業協同組合 J F しまね）

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年2月12日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

**1 入札に付する事項****(1) 調達の名称及び数量**

島根県立学校LED照明器具調達（第1期） 一式

**(2) 調達案件の仕様等**

入札説明書及び仕様書による。

**(3) 設置期限**

隠岐・西部地区 契約日から令和7年12月31日まで

東部地区 契約日から令和8年9月30日まで

**(4) 賃貸借期間**

隠岐・西部地区 令和8年1月1日から令和17年12月31日まで

東部地区 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで

**(5) 調達学校**

仕様書による。

**2 入札方法**

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

**3 入札に参加する者に必要な資格**

入札に参加する者は、次の要件のすべてを満たし、島根県教育委員会教育長の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため島根県知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき再生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 公告の日において、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「14借入品」小分類「(6)電気通信機器」又は「(9)その他」に登録されている者であること。
- (10) 過去10年間に国又は地方公共団体と、一契約額を3,600万円以上とする契約で、3年以上の賃貸借契約を締結し誠実に履行した実績がある者又は公告の日において継続中のもので、同じく3年以上を経過している賃貸借契約の実績がある者であること。
- (11) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県教育委員会教育長が認めた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階  
島根県教育庁教育施設課財産管理・指導スタッフ  
電話 0852-22-6427 F A X 0852-22-6016  
電子メール shisetsu@pref.shimane.lg.jp

#### 5 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年2月12日（水）から同年3月11日（火）までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで4の場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とし、交付費用は無償とする。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年2月19日（水）から同年3月11日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、入札説明書に定める方法により「入札参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

なお、提出場所は4の場所とする。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

## (1) 日時

令和7年4月10日（木）午前10時（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、令和7年4月10日（木）午前9時までに4の場所へ必着のこと。）

## (2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) 契約における特約条項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

## (10) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

## (11) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Name and quantity of procurement : Procurement of LED lighting equipment for Shimane Prefectural School (1st phase) - 1 set

(2) Date and time of bidding : Thursday, April 10, 2025, 10:00 a.m. (Bids by mail are accepted until Thursday, April 10, 2025, 9:00 a.m.)

(3) Contact for announcements : 2nd floor, Shimane Prefectural Branch Office, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501 Shimane Prefectural Board of Education, Educational Facilities Division, Property Management and Guidance Staff

TEL : 0852-22-6427 FAX : 0852-22-6016 Email : shisetsu@pref.shimane.lg.jp